

## 第127回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和8年3月12日提出分）

議案番号	件名
第 50 号議案	宍粟市子ども・子育て会議条例の一部改正について
報告第2号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

第50号議案

宍粟市子ども・子育て会議条例の一部改正について

宍粟市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月12日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

宍粟市子ども・子育て会議条例（平成25年宍粟市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3)</u> <u>特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し意見を述べること。</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第2号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月12日提出

宍粟市長 福元晶三

事件概要	相手方	損害賠償額	専決年月日
郵便料金の支払事務において、82,416円分の支払処理を遅延したことにより、相手方に損害を与えたもの	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社	163円	令和8年 2月18日